

沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等に関すること。
- (2) 条例第19条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年関係団体を代表する者
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 関係業界を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県青少年保護育成条例の一部改正)

2 沖縄県青少年保護育成条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条」を「沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（平成27年沖縄県条例第 号）第1条」に改める。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

3 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県公務災害補償等審査会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第17条第1項の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。
沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議を行うこと。

を

に

改める。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

いじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、同法第28条第1項に規定する調査の結果について調査を行うため、沖縄県青少年保護育成審議会の担任する事務に再調査に係る事務を加え、同審議会の組織、運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。